

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成17年9月1日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第56号

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第7号）の施行期日は、平成17年9月2日とする。

（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）